

佐賀県告示第 127 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和 3 年 4 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

佐賀市

2 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 3・5・28 号 水ヶ江町新郷線

3 事業施行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 佐賀市水ヶ江五丁目、水ヶ江六丁目及び南佐賀一丁目地内
- (2) 使用の部分 佐賀市水ヶ江五丁目、水ヶ江六丁目及び南佐賀一丁目地内